

湯河原町都市計画審議会条例

昭和 45 年 3 月 31 日

条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定に基づき、湯河原町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため審議会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 前項第 2 号及び第 3 号につき任命される委員の任期は 2 年とする。

4 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命又は委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 7 条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第 8 条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 湯河原町都市計画調査会条例(昭和40年湯河原町条例第11号)は、廃止する。

3 報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年湯河原町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「湯河原町都市計画調査会委員」を「湯河原町都市計画審議会委員」に改める。

別表中「都市計画調査会委員」を「都市計画審議会委員」に改める。

附 則(平成11年12月20日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)